

沖縄県慢性腎臓病（CKD）対策協議会運営要綱

（趣旨）

第1条 慢性腎臓病（CKD：Chronic Kidney Disease）について、広く正しい知識の普及に努め、発症、重症化予防を目的として、沖縄県における慢性腎臓病（CKD）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、専門家等により協議を行う会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会合の名称）

第2条 前条に規定する会合は「沖縄県慢性腎臓病対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 患者等一般向けの講演会等の開催に関する事項
- (2) 病院や診療所等医療関係者を対象とした研修の実施に関する事項
- (3) 慢性腎臓病（CKD）診療に関わる医療機関情報の収集と提供に関する事項
- (4) 慢性腎臓病（CKD）の普及啓発に関する事項
- (5) 事業評価の実施に関する事項
- (6) その他慢性腎臓病（CKD）の発症や重症化予防に必要な事項

（構成員等）

第4条 協議会は、次に掲げる者から構成する。

- (1) 保健又は医療に関する機関に所属する者
- (2) 地域保健に関する機関に所属する者
- (3) 医療保険の保険者に所属する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他慢性腎臓病の対策に関する関係機関に所属する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会には会長を置くこととし、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 委員会には副会長を置くこととし、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。

（協議会）

第6条 協議会は、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討会を開催し、協議会に必要な事項を検討することができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、沖縄県保健医療介護部健康長寿課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から適用する。